

東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却（令和6年度）仕様書

1 件名

東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却（令和6年度）

2 契約期間（売却期間）

令和6年4月1日 0時から令和7年3月31日 24時まで

3 売却する電力量の種類

東播臨海広域クリーンセンターから発生する余剰電力のうち、非再生可能エネルギー（非FIT）分。

再生可能エネルギー（FIT）分については、別途、市が一般電気事業者に売却する。

4 契約方法

以下の単価契約とする。

(1) 単価契約の区分

買受者（本仕様書に示す電力を買い受ける者をいう。以下同じ。）が入札の際に指定した区分ごとの売却電力量1kWh当たりの単価契約（税込み）とする。

(2) 予定売却電力量

東播臨海広域クリーンセンターから発生する余剰電力のうち、非再生可能エネルギー（非FIT）分。

予定売却電力量 26,669,671 キロワットアワー

各予定売却電力量

(kWh)

	昼間時間帯	休日夜間時間帯	合計
令和6年4月	1,112,694	1,248,781	2,361,475
5月	936,232	1,600,555	2,536,787
6月	379,412	697,730	1,077,142
7月	1,424,478	1,561,472	2,985,950
8月	955,944	1,048,905	2,004,849
9月	816,684	1,057,716	1,874,400
10月	1,075,894	1,161,809	2,237,703
11月	1,011,082	1,236,345	2,247,427
12月	1,135,904	1,324,972	2,460,876
令和7年1月	1,039,264	1,420,161	2,459,424
2月	981,068	1,203,532	2,184,600
3月	1,033,038	1,206,002	2,239,039
合計	11,901,692	14,767,979	26,669,671

① その他昼間時間帯電力量：毎日8時から22時までの時間帯における受給電力量（日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を含む）をいう。以下同

じ。)、1月2日、1月3日、12月30日及び12月31日に該当する時間帯の受給電力量を除く。)

- ② その他休日夜間時間帯電力量 : 昼間時間帯電力量を除く受給電力量
- ③ 夏季平日昼間時間帯電力量 : 7月1日から9月30日までの期間で日曜日及び祝日を除く、8時から22時までの時間帯における受給電力量
- ④ 夏季夜間休日時間帯電力量 : 7月1日から9月30日までの期間で③を除く受給電力量

※ 各予定売却電力量は、本契約における予定売却量を決定するため別表1-1、1-2及び別表2に示す計画値から算出したものであり、実際の受給電力量とは差異がある。

5 履行場所

高砂市梅井6丁目1-1
東播臨海広域クリーンセンター付近

6 発電設備

- (1) 東播臨海広域クリーンセンターは、一般廃棄物の焼却による廃熱を利用した汽力発電(一般廃棄物発電)を行う。施設規模(焼却能力、発電能力等)は、以下のとおり

施設規模	焼却能力	日量	429 t	(143 t × 3炉)
	発電能力		12,000	kW
	逆潮流最大		9,999	kW

- (2) 当該発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)における再生可能エネルギー発電設備として、再エネ特措法第6条に基づく経済産業大臣の認定を取得(「2019近新エネ認定第151号 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)」別紙参照)している。契約期間中、この発電設備から発生する電力(以下「余剰電力」という。)は、再生可能エネルギー電気及び非再生可能エネルギー電気が混在する。
- (3) 当該発電設備は、再エネ特措法における再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた非化石電源であり、余剰電力のうち非再生可能エネルギー電気には、非化石電源の環境価値(非FIT非化石証書)を含むものとする。

7 バイオマス比率

直近実績を、別表3に示す。

なお、予定売却電力量の算定においては、バイオマス比率を45%としている。

8 非化石証書

本市及び買受者は、この契約に係る非FIT非化石証書の取引を円滑に行うため、相互

に協力し、国及び認定機関等への必要な申請手続（電力量認定申請等）を遅延なく行うこととする。

9 その他特記規定

(1) 買受者は、当該発電設備から供給する余剰電力のうち、非再生可能エネルギー電気の全量を買取るものとする。

また、当該発電設備から供給する余剰電力のうち、再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法第16条に基づく特定契約により、一般送配電事業者に引き渡すものとする。

(2) 契約金額（単価）には、発電インバランス単価が含まれているものとし、別途インバランス精算は発生しないものとする。

(3) 電気事業法、再エネ特措法等の内容が変更になり、仕様書、契約書(案)に齟齬が生じる場合は、本市と協議のうえ、契約金額（契約単価）を除き内容を見直すものとする。

(4) 当該発電設備による非FIT分の余剰電力については、本発電設備は発動指令電源（安定電源に属さない）として容量市場に参加予定であり、買受者が供給計画等に計上できる安定的に売電可能な容量は1,000kW未満とする。

(5) 本件に係る官公庁、電気事業者その他関係団体への手続については、買受者が遅滞なく行うこと。

(6) 発電側課金の精算方法は今後協議とし入札価格に含まない。

別表 1 - 1 各時間帯別の単位時間当たりの受給電力量 中間季（4月、5月、6月、10月、11月、3月）

(1時間当たりkWh)

時間帯	1炉運転時	2炉運転時	3炉運転時
00：00～08：00	1,390	5,580	9,490
08：00～09：00	1,340	5,540	9,450
09：00～12：00	860	5,050	8,970
12：00～16：00	1,110	5,300	9,220
16：00～22：00	1,340	5,540	9,450
22：00～24：00	1,390	5,580	9,490

別表 1 - 2 各時間帯別の単位時間当たりの受給電力量 夏季（7月、8月、9月）

(1時間当たりkWh)

時間帯	1炉運転時	2炉運転時	3炉運転時
00：00～08：00	1,000	4,860	8,590
08：00～09：00	930	4,800	8,520
09：00～12：00	410	4,280	8,000
12：00～16：00	660	4,530	8,250
16：00～22：00	930	4,800	8,520
22：00～24：00	1,000	4,860	8,590

別表1-3 各時間帯別の単位時間当たりの受給電力量 冬季（12月、1月、2月）

（1時間当たりkWh）

時間帯	1炉運転時	2炉運転時	3炉運転時
00：00～08：00	1,670	6,040	9,999
08：00～09：00	1,610	5,980	9,940
09：00～12：00	1,090	5,460	9,420
12：00～16：00	1,340	5,710	9,670
16：00～22：00	1,610	5,980	9,940
22：00～24：00	1,670	6,040	9,999

別表2 年間運転計画（予定）

（日）

月	1炉運転	2炉運転	3炉運転
4月	0	27	3
5月	0	24	7
6月	10	12	0
7月	0	11	20
8月	0	30	1
9月	0	30	0
10月	0	31	0
11月	0	30	0
12月	0	31	0
1月	0	31	0
2月	0	28	0
3月	0	31	0

※6月1日から8日までの間は全炉停止を予定している（期間中、6月1日のみ若干の余剰電力が生じる場合がある。）。

別表3 バイオマス比率実績表

	バイオマス比率 [%]				
	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月
令和4年度～5年度	48.822	48.647	50.594	41.609	50.026
	バイオマス比率 [%]				
	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月
5年度	50.515	40.262	46.972	37.924	50.610
	バイオマス比率 [%]				
	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和5年1月	令和5年2月
5年度	52.496	43.917	59.718		